

## 談合情報対応マニュアル

### 第1 通則

#### 1 入札談合に関する情報の把握

(1) 職員は、入札談合に関する情報に接したときは、次に掲げるところにより、可能な限り当該情報の把握に努めるものとする。

① 情報提供者が報道機関に所属する者であるときは、報道活動に支障のない範囲で、情報の出所、情報の対象となっている案件名、落札予定者とされている事業者名等について明らかにするよう要請するものとする。

② 情報提供者が報道機関に所属する者以外の者であるときは、当該情報提供者と現に接触している場合に限り、当該情報提供者自身の職業及び氏名、情報の対象となっている案件名、落札予定者とされている事業者名等について明らかにするよう要請するものとする。

なお、当該情報提供者と現に接触していない場合は、当該情報提供者への接触を可とする公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）の決定を受けて接触するものとする。

(2) 入札談合に関する情報に接した職員は、直ちに当該情報があった旨を上司等へ報告するとともに、様式1-1により、委員会の事務局（総務部経理課。以下「事務局」という。）へ報告するものとする。

(3) 新聞等の報道により入札談合に関する情報に接したときも、(2)により対応するものとする。

(4) その他、業務等において入札談合に関する疑義事実を把握した職員は、直ちに上司等へ報告するとともに、様式1-2により、事務局へ報告するものとする。

(5) 事務局は、(2)から(4)により、職員から入札談合に関する情報に係る報告を受けたときは、速やかに委員会を招集し、当該情報に係る報告を行うものとする。

#### 2 公正入札調査委員会による審議等

(1) 入札談合に関する情報に係る審議等

① 委員会は、入札談合に関する情報に係る報告を受けたときは、事情聴取等の調査の要否等について審議するものとする。この場合において、当該情報にその時点においては未だ検証できない内容が含まれるときは、当該内容については、その検証が可能となった後に改めて審議する

ものとする。

- ② 委員会は、入札談合に関する情報の信憑性等を確認するために情報提供者への接触が必要と認めるときは、当該情報提供者が反社会的勢力であるなど特段の支障が見込まれる場合を除き、その旨決定するものとする。
- ③ 委員会は、①の審議の結果、事情聴取等の調査を要すると認めるときは、その旨及び事情聴取項目等の調査内容を決定するものとする。
- ④ 委員会は、①の審議の結果、事情聴取等の調査を要しないと認めるときは、その旨を決定するものとする。

(2) 事情聴取

- ① 委員会は、(1)③により、事情聴取等の調査を要すると認める旨を決定したときは、3(1)①に定める者に事情聴取を行わせるものとする。
- ② 委員会は、あらかじめ事情聴取項目を決定するものとし、事情聴取項目が個別の事案に即した実効的なものとなるよう、常に工夫してこれを作成するものとする。

(3) 工事費内訳書のチェック

委員会は、(1)③により、事情聴取等の調査を要すると認める旨を決定し、かつ入札前であれば、入札参加者に対し、第1回の入札に際し工事費内訳書の提出を求め、事務局及び工事担当課に内容を精査させるものとする。

(4) 談合情報の対象となっている案件に係る入札手続等の取扱いに係る審議

- ① 委員会は、(2)及び(3)の結果を総合的に考慮し、入札の執行（一部の入札者の入札を無効とした上で入札を執行する場合を含む。以下同じ。）若しくは入札の取止め、落札者との契約の締結の可否又は契約の解除の可否（以下「入札手続等の取扱い」という。）について審議するものとする。
- ② 委員会は「第2 調査結果を踏まえた入札手続等の取扱い」の規定を踏まえて①の審議を行い、入札手続等の取扱いに係る結論を得るものとする。

(5) 審議の内容に係る記録の作成

- ① 事務局は、様式2により、委員会における審議の内容に係る記録を作成し、審議に用いた資料とともに、委員の確認を受けるものとする。
- ② ①の文書（審議に用いた資料及び工事費内訳書に係る電子データを含む。）は、契約書類の保存期間の間保存しておくものとする。

(6) 入札結果等の通報

委員会で調査を行った案件は、様式3及び様式4により、すべて公正取

引委員会及び警視庁へ通報するものとする。

### 3 事情聴取の実施方法

#### (1) 事情聴取の実施者

- ① 事情聴取は、委員会の複数の委員が実施するものとする。なお、必要に応じて補助者を置くことは差し支えない。
- ② 事情聴取の実施に際しては、事情聴取項目が事情聴取の対象者に事前に伝わり通謀の機会を与えることのないよう、対象者の呼出時間の設定を工夫するとともに、情報管理を徹底するものとする。

#### (2) 事情聴取の対象者

- ① 事情聴取は、原則として、区から指名通知・資格通知を受けた者（辞退者を含む）全員に対して行うものとする。なお、委員会が必要と認める場合には、その他の関係者に対しても事情聴取を行うことができる。
- ② ①の事情聴取は、原則として、契約を締結する権限を有する者を相手に実施するものとする。なお、必要に応じ、積算内容等の技術的事項を説明できる者の同席を認めることは差し支えない。

#### (3) 事情聴取の実施時期

事情聴取は、落札者決定前に談合情報を把握した場合は、入札までの時間、発注の遅れによる影響等を考慮して、入札日の前に実施するか、又は入札日時の上昇若しくは落札者決定の保留を行った上で実施するものとする。また、落札者決定後かつ契約締結前に談合情報を把握した場合及び契約締結後に談合情報を把握した場合は、速やかに実施するものとする。

#### (4) 事情聴取書の作成等

- ① 事情聴取の実施者は、事情聴取の対象者に対し、委員会が決定した事情聴取項目を踏まえた質問を行うとともに、事情聴取の対象者の回答内容等を把握するものとする。
- ② 事情聴取の実施者は、事情聴取を終えたときは、様式5により、事情聴取項目、事情聴取の対象者の回答内容及び自己の所見を記した事情聴取書を作成するとともに、これを事務局へ提出するものとする。

#### (5) 事務局の対応

事務局は、(4)②により、事情聴取の実施者から事情聴取書の提出を受けたときは、速やかに委員会を招集し、工事費内訳書の審査結果とともに、事情聴取の結果を報告するものとする。

## 第2 調査結果を踏まえた入札手続等の取扱い

### 1 落札者決定前に談合情報を把握した場合

#### (1) 談合の事実があったと認められるときの対応

事情聴取等の調査を実施した結果、談合の事実があったと認められるときは、江東区競争入札参加者心得第2条の2を適用し、関係する入札参加者を入札に参加させず又は入札を取り止めるものとする。

#### (2) 談合の事実があったとは認められないときの対応

① 事情聴取等の調査を実施した結果、談合の事実があったとは認められないときは、事情聴取の対象者全員から誓約書（別紙1）を自主的に提出させるとともに、当該対象者に対して誓約書の内容に違背した場合の不利益等に関する注意事項（別紙2）を交付した後、入札を執行するものとする。

② ①の場合、入札参加者等に対し、第1回の入札に際し工事費内訳書の提出を求め内容を審査する。

③ 工事費内訳書の内容の審査において、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合は、(1)と同様に入札を取りやめなければならない。

### 2 落札者決定後かつ契約締結前に談合情報を把握した場合

#### (1) 明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得たときの対応

事情聴取等の調査を実施した結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得たときは、江東区競争入札参加者心得第8条第10号を適用し、関係する入札者の入札を無効とするとともに、落札者の決定を取り消すものとする。

#### (2) 明らかに談合の事実があったと認められる証拠が得られなかったときの対応

事情聴取等の調査を実施した結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠が得られなかったときは、事情聴取の対象者全員から誓約書（別紙1）を自主的に提出させるとともに、当該対象者に対して誓約書の内容に違背した場合の不利益等に関する注意事項（別紙2）を交付した後、落札者と契約を締結するものとする。

### 3 契約締結後に談合情報を把握した場合

#### (1) 明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得たときの対応

事情聴取等の調査を実施した結果、明らかに談合の事実があったと認

められる証拠を得たときは、着工工事の進捗状況等を考慮して、契約の解除の可否を判断するものとする。

(2) 明らかに談合の事実があったと認められる証拠が得られなかったときの対応

事情聴取等の調査を実施した結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠が得られなかったときは、事情聴取の対象者全員から誓約書（別紙1）を自主的に提出させるとともに、当該対象者に対して誓約書の内容に違背した場合の不利益等に関する注意事項（別紙2）を交付し、契約履行を継続するものとする。

## 第3 その他

### 1 公正取引委員会及び警視庁への通報等

#### (1) 通報の方法

- ① 公正取引委員会及び警視庁への通報に際しては、原則として、文書で行うものとする。
- ② 公正取引委員会及び警視庁への通報等は、契約事務の総括である総務部長名において行うものとする。
- ③ 公正取引委員会への通報は、様式3により、委員会が行うものとする。
- ④ 公正取引委員会の窓口は、公正取引委員会事務総局審査局管理企画課情報管理室である。
- ⑤ 警視庁への通報は、様式4により、委員会が行うものとする。
- ⑥ 警視庁の窓口は、警視庁刑事部捜査第二課である。

#### (2) 通報後の対応

- ① 通報に係る情報について公正取引委員会又は警視庁から協力要請があったときは、事務局を窓口として可能な限り協力するものとする。
- ② 事務局は、公正取引委員会又は警視庁からの照会があった際に的確な対応ができるよう、通報に係る情報の内容を整理しておくものとする。

### 2 個別事項

#### (1) 報道機関等への対応

入札談合に関する情報及び談合情報について、報道機関等からの問い合わせがあったときは、原則として、政策経営部広報広聴課長が一元的に対応するものとする。ただし、広報広聴課長のみでは十分な対応ができない場合には、委員長の指示により総務部経理課長が併せて対応する。

#### (2) 工事以外の委託・物品買入れ等への準用

本マニュアルの規定は、工事以外の委託・物品買入れ等に係る入札談合に関する情報について準用する。

別紙 1

誓約書

年 月 日

江東区契約担当者 殿

会社名  
代表者名 印  
担当者名

今般の〇〇〇〇工事の競争入札に関し、江東区競争入札参加者心得第2条の2の規定に抵触する行為は行っていないことを誓約するとともに、今後とも同規定を遵守することを誓約します。

(参考) 競争入札参加者心得第2条の2

第2条の2 次の各号の一に該当すると認められる者は、その事実があった日又は当該処分の日から最長で2年間競争入札に参加することができない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 独占禁止法等に抵触する行為を行った者
- (4) 落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (5) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の仕事の執行を妨げた者
- (6) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (7) 前各号の一に該当する事実があった後前述の期間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

誓約書を提出する皆さんへ

提出された誓約書は、以下により取り扱うことがあるのでご了承願います。

- 1 : 本誓約書は、公正取引委員会及び警視庁へ送付することがある。
- 2 : 本誓約書は、江東区情報公開条例に基づき開示請求があった場合は、同条例に基づき請求者に開示することとなる。

別紙 2

本件入札に係る注意事項

年 月 日

株式会社〇〇

代表取締役社長 〇〇 〇〇 殿

江東区契約担当者

(対象案件名) 〇〇〇〇〇〇

本件入札について談合があったとの通報があったが、江東区競争入札参加者心得を遵守し、厳正に入札すること。なお、入札執行後に談合の事実が明らかと認められた場合には、江東区競争入札参加者心得第 8 条第 10 号により入札は無効とする。

本件においては、江東区競争入札参加者心得第 2 条の 2 の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書が提出されているため、将来、同規定に違背していたことが明らかとなったときは、誓約書の提出者に対して指名停止期間の加重等がありうることに留意すること。

※ 本文書は、誓約書の提出者に対して交付すること。

なお、契約締結後に談合情報を把握した場合は、第 1 パラグラフを削除した上で交付すること。

様式 1 - 1

談合情報報告書

年 月 日

情報入手年月日	年 月 日 ( ) 時 分
対象案件名	
指名年月日 (参加通知日)	
入札(予定)日	年 月 日 ( ) 時 分
情報提供者	・報道機関 ・匿名 ・その他等 役職、氏名等
受信者(担当者)	・所属、氏名等
情報手段	・電話 ・FAX ・メール ・書面 ・面接 ・報道
情報内容	
応答の概要	

※ 適宜、参考資料を添付すること。

談合疑義事実報告書

年 月 日

事実を得た日時	年 月 日 ( ) 時 分
対象案件名	
入札 (予定) 日	年 月 日 ( ) 時 分
談合があると疑うに足りる 事実を申し出た職員	・所属、氏名等
談合があると疑うに足りる 事実を得た根拠	

※ 適宜、参考資料を添付すること

様式 2

公正入札調査委員会議事概要

対象案件名等	・対象案件名 ・契約方式 ・入札（予定）日 等
委員会開催日等	年 月 日（ ） 時 分～ 時 分 （場所： ）
出席委員	
審議内容（発言概要）	
委員会の結論及び理由	
審議に用いた資料	別添のとおり

- ※ 議事概要は原則として開催の都度作成すること。
- ※ 持ち回りの場合は「開催日時」欄に説明を終了した日時及び持ち回りである旨を記載すること。
- ※ 「審議内容」欄には、各委員の発言概要を記載すること。
- ※ 審議に用いた資料を別添すること。
- ※ 作成後、各委員（欠席委員を含む。）の確認を受けること。

様式3

○江総経第○○○号  
年 月 日

公正取引委員会事務総局  
審査局長 殿

江東区総務部長  
○○ ○○

談合情報等に関する資料の提供について

下記案件に係る談合情報等に関する資料を、別添のとおり提供します。

記

(案件名) ○○○○○○  
(発注機関) 江東区

(別添)

1. 談合情報報告書 (又は談合疑義事実報告書) (写)
2. 事情聴取書 (写)
3. 工事費内訳書 (写)
4. 入札書 (写)
5. 入札調書 (写)
6. 誓約書 (写)
7. 意見書 (写)
8. 入札手続等の取扱い
9. その他関連資料

※ 該当する資料を添付すること。

なお、開札後には、入札書の写し又は入札調書の写しを添付すること。

様式 4

○江総経第○○○号  
年 月 日

警視庁刑事部捜査第二課長 殿

江東区総務部長  
○○ ○○

談合情報等に関する資料の提供について

下記案件に係る談合情報等に関する資料を、別添のとおり提供します。

記

(案件名) ○○○○○○  
(発注機関) 江東区

(別添)

1. 談合情報報告書 (又は談合疑義事実報告書) (写)
2. 事情聴取書 (写)
3. 工事費内訳書 (写)
4. 入札書 (写)
5. 入札調書 (写)
6. 誓約書 (写)
7. 意見書 (写)
8. 入札手続等の取扱い
9. その他関連資料

※ 該当する資料を添付すること。

なお、開札後には、入札書の写し又は入札調書の写しを添付すること。

様式 5

事情聴取書

(案件名)  
(発注機関) 江東区  
(事情聴取の実施者)  
(日時・場所)

対象者の質問内容 事情聴取項目	(株)〇〇	(株)△△	□□(株)
	代表取締役 〇〇	代表取締役 △△	代表取締役 □□

(実施者の所見)

--

- ※ 質問項目とそれに対応する回答内容を記載すること（回答内容は並記も可）。
- ※ 聴取内容は可能な限り具体的に記載すること。
- ※ 事情聴取の実施者は所見を記載すること。